

JaLC参加規約第1条第1項における定義変更について

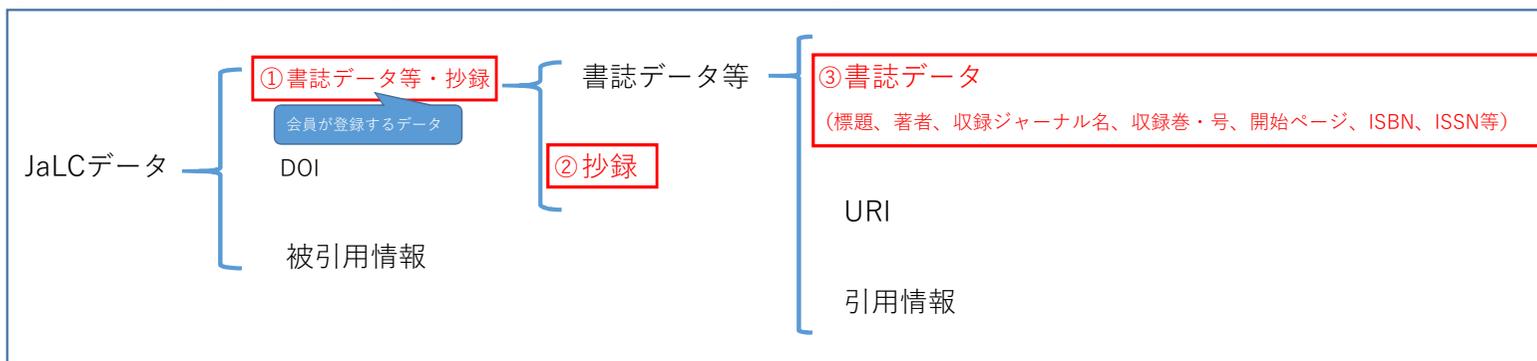
JaLC参加規約第1条第1項で定めているデータの定義を以下のとおり変更しました。

【変更内容】

- ①書誌データ等・抄録：「書誌データ等」 + 「抄録」を「書誌データ等・抄録」と新たに定義しました。
- ②抄録：これまで「書誌データ等」に含まれていた「抄録」を抜き出し、書誌データ等と並列させました。
- ③書誌データ：新たに例示を記載しました。

これまで個別に表示していた「識別子」を書誌データに含めることとしました。

【新JaLC参加規約（2019年10月改正版）第1条第1項のデータ定義】



※参考（JaLC参加規約（2017年3月改正版）の第1条第1項のデータ定義）

